

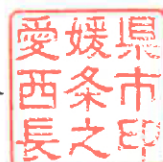


様式第 7 号（第 13 条関係）

西条市指令環第 6 6 号
平成 3 1 年 2 月 2 5 日

一般廃棄物収集運搬業許可（更新）証

西条市長 玉井 敏久



西条市廃棄物の処理及び環境美化に関する条例施行規則第 13 条第 1 項の規定により、次のとおり、一般廃棄物収集運搬業を許可する。

許 可 業 者	住 所	西条市船屋乙 5 番地 7
	名 称	株式会社 クリーンダスト
	代表者	代表取締役 白川 章
許 可 期 間	平成 31 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日までの間	
収 集 区 域	西条市内	
一般廃棄物の 種 類	汚泥、燃え殻、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、廃プラスチック類、（石綿含有一般廃棄物を含む）、ガラスくず（石綿含有一般廃棄物を含む）、コンクリートの破片その他これに類する不要物（石綿含有一般廃棄物を含む）、陶磁器くず（石綿含有一般廃棄物を含む）若しくはばいじん又はこれらの一般廃棄物を処分するために処理したもの（特定管理一般廃棄物であるものを除く）	
許 可 条 件	1. 収集運搬を行うにあたっては、常に関係法規を遵守すること。なお、西条市一般廃棄物収集運搬業許可基準第 7 条に該当した場合は、業務の停止もしくは許可の取消しを行うことがある。 2. 収集運搬を行うにあたっては、廃棄物が飛散流出及び悪臭もれを生じないように注意すること。 3. 収集した一般廃棄物は原則として道前クリーンセンターに搬入するものとする。 4. 市が指示する帳簿類を月ごとに作成し、処理実績を翌月 1 0 日までに報告すること。	